

村の年末融資

ご利用ください

十二月は資金需要の高まる月。村では村内中小企業のみなさんのため地方産業育成資金の貸付を行っています。

用組合岩室支店か和納支店へ。なお、申請用紙は各支店か岩室村商工会にあります。▼貸付限度額：四百万円 ▼利税率：五・四%と四・九% ▼問合せ：岩室村商工会（☎②三二〇九）へ。

交通事故は国保係に届けを

交通事故のよう、第三者の行為によつて傷害をうけた場合は、その診療費は加害者が支払うべきものであります。ただし、加害者と話し合いがつかなかつたり、加害者にお金の持ちは合わせがなかつたような場合は、国民健康保険（国保）で診療をうけることは差しつかえありません。

この場合、本來加害者が負担すべき医療費を、国保が一時立てかえて支払つているわけであると国保はその行為によつて傷害をうけた場合は、加害者と示談を結ぶ前に、必ず役場保健衛生課国保係（☎②四一一内線二二二）へ届け出してください。



全国表彰受彰

保護司連盟会長表彰

「」としの七月に地方教育功労者として文部大臣表彰をうけた（広報八月号で紹介）村教育委員長の渡辺修さん（和納七区・64歳）が、このほど全国市町村教育委員会連合会結成三十周年記念式典で功労者として全国表彰をうけました。

この表彰は全国でも五十一年とあって喜びもひとしおとか。一年に二回の栄誉ある表彰。渡辺さんは、本当にめでとうございます。

●和納十二区の小野敏浩さんから「父光弘さん」のご冥福を祈られ金二十万円のご寄付がありました。

新潟市寺尾上にお住いの幸村克さんから広報編集のためにと金三万円のご寄付がありました。

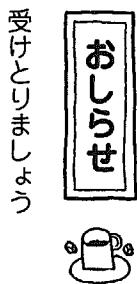
明るい社会づくり推進運動岩室支部（支部長・和田高明さん）から社会福祉のためにと金一万円のご寄付がありました。

●和納十二区の小野敏浩さんから「父光弘さん」のご冥福を祈られ金二十万円のご寄付がありました。

●和納十二区の小野敏浩さんから「父光弘さん」のご冥福を祈られ金二十万円のご寄付がありました。

このとしの七月に地方教育功労者として文部大臣表彰をうけた（広報八月号で紹介）村教育委員長の渡辺修さん（和納七区・64歳）が、このほど全国市町村教育委員会連合会結成三十周年記念式典で功労者として全国表彰をうけました。

この表彰は全国でも五十一年とあって喜びもひとしおとか。一年に二回の栄誉ある表彰。渡辺さんは、本当にめでとうございます。



受けとりましょ

公給領収証

十二月十日から一ヶ月間は、公給領収証の完全交付・受領強調月間です。明郎会計のため、料理店などを利用された場合は、必ず公給領収証をお受け取りください。

取り扱いは慎重に

先日、村内でサロンヒーターをつけたまま外出したため、加熱で畳を焦がす、というボヤ騒ぎがありました。幸い近所の人の発見が早く、大事にならずホッとしましたが、このボヤの原因となつたサロンヒーターは、製造業者が欠陥品としてリコール回収をしていました。

家庭でも、まだ放熱ネット（欠陥部分）の取り換えをしていないサロンヒーターがありましたら、早めに交換をしてください。機種など詳しくは消防岩室分署（☎②三三六〇）へどうぞ。

また、サロンヒーターに限らず、暖房器具は直接的な火災原因になりやすいものです。とくに石油を使つたものは、給油時の火災発生が突出しています。給油をする場合には必ず消火をして余熱がなくなつてから行ななど細心の注意をしてください。

二十歳になつたら国民年金

、「二十歳になつたら国民年金」なんというコピーがありました

が、国民年金は二十歳から六十歳までの、次に該当するみなさんは加入しなければなりません。

二十歳になつた人 ②農業や商業などの自営業の人 ③厚生年金などの適用のない事業所に勤めるかた ④会社をやめた人 ⑤夫の扶養になつているサラリーマンの奥さんなどです。

「わたしはまだ加入していないわ」というかたはお早めに役場に

控除されます

場国民年金係にご相談ください。

六十一年一月から三月までは、一ヶ月につき七千百円、四月から十二月までが、一ヶ月につき七千四百円。

（定期保険料を一年間納めた場合）

六十二年一月から三月までは、一ヶ月につき四百円。

（定期保険料を一年間納めた場合）

六十二年一月から十二月まで一ヶ月につき四百円。

（定期保険料を一年間納めた場合）

（定期保険料を一年間納めた場合）

（定期保険料を一年間納めた場合）

立候補予定者説明会

岩室村選挙管理委員会では、来年1月17日に行なう予定の村議会議員一般選挙に立候補を予定されている人を対象に、説明会を行ないます。関係者（立候補予定者一人につき二人以内）は必ずご出席ください。詳しくは、村選挙管理委員会（役場総務課内・☎②4111 内線216）へ。

▶日時…12月17日午後1時30分
▶岩室村役場2階研修室

投票区の変更

和納地区

今回の村議会議員一般選挙から和納地域の投票区が、いままでの2か所から3か所に変更になります。新しく追加される投票所は、和納2区にある八幡前集落開発センターです。これにより3投票区の部落が下表のとおり変更されますので、ご注意ください。なお、今回の追加で村内は全部で9投票区になります。

変更前

投票区	投票所	部落名
第1	和納小学校	和納4区・5区・6区・7区・8区 タ9区・10区・11区
第2	和納第2青園	和納1区・2区・3区・12区・三田原・津雲田・嘉間・高橋

変更後

投票区	投票所	部落名
第1	和納小学校	和納4区・5区・6区・7区・8区 タ10区
第2	和納第2青園	和納3区・12区・三田・津雲田・嘉間・高橋
第3	八幡前集落開発センター	和納1区・2区・9区・11区・原